
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 2 号
令和 4 年 5 月 16 日

那覇市監査委員	渡	口	勇	人
同	宮	城		哲
同	城	間		貞
同	奥	間		亮

令和 3 年度後期定期監査の結果に伴う措置状況について（公表）

令和 3 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項後段の規定により、別添のとおり公表します。

令和 3 年度後期定期監査の結果に伴う措置状況について

市民文化部

○市民生活安全課

ア 業務委託に係る完了検査について（注意事項）

令和 2 年度交通安全スクールゾーン路面標示業務委託契約については、契約相手方より令和 3 年 2 月 28 日に業務の完了届を受領しているが、検査が終了したのは令和 3 年 3 月 31 日であり 31 日後となっている。

那覇市契約規則第 50 条第 5 項は「検査員は、工事の請負契約については完了の通知を受けた日から 14 日以内、その他の契約については完了の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行わなければならない。」と規定している。

完了検査を行うに当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項につきましては、職員の完了検査に対する認識不足に起因するものでありました。そのため、当課全職員に対し、完了検査時の取扱いに対する注意喚起と規定等の周知徹底を図りました。今後このような事態が生じないよう、那覇市契約規則を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

○文化振興課

ア 公有財産（土地）の財産区分について（注意事項）

那覇市久茂地 3 丁目 26 番 13 号の土地は、平成 26 年 3 月 31 日付けの久茂地小学校の廃止により、新文化芸術発信拠点施設（那覇文化芸術劇場なは一と）の建設用地として、教育委員会施設課より平成 30 年 1 月 15 日付け市民文化部文化振興課へ所管替えを行っている。

その所管替えを受け、当該建設事業を進めてきたが、当該土地は、令和 3 年 3 月 31 日時点においても財産区分は普通財産のままであった。

地方自治法第 238 条第 4 項は、行政財産とは、公共用に供することと決定した財産をいう旨定めており、当該土地については、用途決定後、速やかに行政財産とすべきであった。

公有財産（土地）の財産区分については、関係法令を遵守し、適切に管理されたい。

□ 注意事項に関する措置

公有財産の財産区分につきましては、普通財産から行政財産へ変更する手続きを行い、完了しております。今後は、関係法令を遵守し適切な管理を行うよう努めてまいります。

○ 文化財課

ア 磁気探査業務（平面探査）に係る掘削面の処理について（注意事項）

埋蔵文化財試掘調査事業における磁気探査業務（平面探査）の実施にあたり、掘削深度が1.5メートル以上あるにもかかわらず、掘削面の4面中、3面が直掘りとなっているなど、掘削面崩壊の危険性が残る処理となっている。

磁気探査実施要領（沖縄県土木建築部）や建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）（国土交通省）では、掘削する深さが1.5メートルを超える場合、当該箇所の土質に見合ったこう配（基準値）を保つか、あるいは、土留工を施し、崩壊等の危険を防止するための措置を講じるよう規定している。

掘削作業を行う際は、関係要領等を遵守し、危険防止措置等を適正に行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の指摘を踏まえ、危険防止の措置を適正に行う必要性について、課内で周知徹底を図りました。今後は、関係要領等を遵守し、適切な危険防止措置等に努めてまいります。

イ 監督員と検査員の兼務について（注意事項）

歴史博物館グループ及び壺屋焼物博物館グループにて担当する業務委託において、業務完了の検査を行うにあたり、当該グループの職員が少数であるとの理由から、当該業務委託の監督員が検査員を兼ねて完了検査を行っているものが散見された。

那覇市契約規則第52条は、検査員は、特別の理由があるときを除き、監督員の職務を兼ねることができない旨定めている。また、同規則逐条解説によると、「特別の理由があるとき」とは、兼務をさせなければならない程度に職員が少数である場合等とされている。

しかしながら、本件については、現職員の業務分担の工夫により兼務を回避できるものであった。

完了検査を行うに当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の指摘を踏まえ、兼職禁止の認識について、課内で周知徹底を図りました。今後は、関係規則等を遵守し、適切な事務処理に努めてまいります。

環境部

○クリーン推進課

ア 契約事務について（注意事項）

フォークリフトバッテリー交換に係る契約については、予定価格を1,391,500円と設定し、那覇市契約規則第20条第1号で規定する限度額130万円を超えて

いるにもかかわらず同号を適用し、随意契約を締結している。

また、当該契約は電動式フォークリフトの経年劣化したバッテリーを交換するものであり、同条第 6 号に規定する「前各号に掲げるもの以外のもの」に該当するところ、同条第 1 号の解釈を誤り、同号を適用し随意契約を締結している。

同条第 6 号を適用した場合、当該契約の予定価格は、同号に定められている随意契約によることができる場合の限度額 50 万円を超えており、随意契約できる案件ではなく、不適正な契約事務となっている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、同様の事例が生じないよう課内で周知徹底いたしました。今後は、関係規則を遵守し適正な事務処理に努めてまいります。

○環境保全課

ア 随意契約に係る公表について（注意事項）

識名霊園管理業務委託については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号により公益社団法人那覇市シルバー人材センターと随意契約を締結している。

同号の規定により随意契約を締結する場合は、普通地方公共団体の規則で定める手続きによることが求められており、那覇市契約規則第 21 条において当該手続きが定められている。

当該契約については、同条第 2 号に規定する契約締結前の公表は行われているものの、同条第 3 号に規定する契約締結後の契約者の名称、契約者とした理由等の契約の締結状況について公表が行われておらず不適正な事務処理となっている。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用した随意契約に係る公表に当たっては、那覇市契約規則第 21 条に規定する手続きが適正に行われるよう、業務の各流れにおいて根拠規則を併記した業務手順書を整備いたしました。これにより、チェック機能を強化した公表手続きの適正な事務の執行に努めてまいります。

上下水道局

○総務課

ア 燃料費の予算計上について（要望事項）

令和 2 年度の燃料費については、予算現額 714,000 円に対し、執行済額

72,522 円、執行率 10.16%にとどまっている。同様に過去 4 年間においても、執行率は約 15%から 16%と推移しており、過大な予算措置と思われる状況がある。

当該燃料費は、庁舎非常用発電機の燃料として必要な要求科目であるが、効率的な予算計上のあり方について検討を行われたい。

□ 要望事項に関する措置

非常用発電機燃料にかかる予算については、大規模災害等の不測の事態に起因する停電を想定して、ライフラインである上下水道事業の継続や災害等の対応拠点（上下水道局危機管理対策本部）となる庁舎の重要システムである上水道施設監視システムをはじめ、サーバーを含むOA機器、通信、照明等の維持管理にあたり必要とされる非常用発電機の燃料調達にかかる費用を予算計上しているものです。

上下水道局としましては危機管理上、非常時にも平常時同様に安全で衛生的な水を安定供給するという責務があるという考えで、最低限度として 72 時間分の燃料費を予算計上して不測の事態に備える必要があることから、予算を計上するという事としております。

○ 下水道課

ア 流域下水道の閉塞に伴う緊急対応業務委託契約について（注意事項）

流域下水道の閉塞に伴う緊急対応業務委託（その 1）外 2 件は、令和 2 年 9 月 3 日に発生した沖縄県流域下水道事故発生に伴う汚水の拡散防止、排除等に係る業務委託契約である。

当該業務委託は緊急対応のため口頭により発注したが、当該業務委託の費用負担については、沖縄県流域下水道事故によるものであることから、沖縄県下水道事務所と協議を続けており、その間、当該業務委託に係る契約書は未作成のままであった。

その後、沖縄県との費用負担について協議が整わないことから、下水道課は発注後 3 カ月以上経過した同年 12 月 28 日に合意書を作成し対応している。また、当該閉塞に伴う緊急対応工事契約も同様となっていた。

しかしながら、当該業務委託等については、那覇市上下水道局が発注した業務であり、速やかに契約書を作成し対応すべきであった。

那覇市上下水道局契約事務規程第 29 条第 1 項各号は、契約書を省略できる場合の規定を定めているが、本件は当該各号のいずれにも該当しない。

契約事務に当たっては、関係規程等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

大規模な事故が突発的に発生し、緊急対応として口頭による業務を依頼する契約締結の手法につきましては、速やかに契約書が作成できるよう関係各課と調査研究を行い、取り組んでまいります。